町民向け

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さまへの 支援情報をまとめました。

※本ページに記載の支援情報は、令和2年(2020年)5月15日現在の情報です。

給付 (もらえる)	すべての国民に	特別定額給付金	住民基本台帳に登録されているすべての 国民に一律で1人当たり10万円を給付。	企画調整課(吉備庁舎)			
	すべての町民に	有田川町 応援クーポン 配布事業	町民に対し、1人当たり1万円分の クーポンを配布。 ※6月中に発送予定です。	商工観光課(金屋庁舎)			
	子育て世帯に	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に、 子ども1人当たり1万円を給付。 ※原則申請不要。 5月中旬に案内を送付しています。 ※公務員の場合、所属庁から証明を 受けた申請書をやすらぎ福祉課へ提出。 ※特例給付の受給者は対象外。	やすらぎ福祉課 (金屋庁舎)			
	離職や減収で 住宅を失った・ 失う恐れがある	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等 により収入が減少し、住居を失うおそ れがある方に、一定期間家賃相当額を 給付。				
	国民健康保険・後期 高齢者医療の被保険者で、 感染または 感染の疑いのため、 就労することができず 給与を受けられない	傷病手当金 (国民健康保険) (後期高齢者医療)	新型コロナウイルスに感染したり感染 が疑われたりして無給や減給になった 場合に、傷病手当を受け取れる場合が あります。 申請には医療機関の意見書および事業 主の証明書が必要です。	【後期高齢者医療に関すること】 和歌山県後期高齢者			
貸付 (かりる)	休業や失業で 収入が減って、 家計が維持できない	緊急小口資金 (特例貸付) 主に休業された方向け	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸し付け。 ●貸付上限/10万円 (個人事業主などは20万円) ●据置期間/1年以内 ●償還期間/2年以内	社会福祉協議会 ☎ 23-8800			
		総合支援資金 (特例貸付) 主に失業された方向け	生活再建までの一定期間に必要な生活 経費を貸し付け。 ●貸付上限/2人以上世帯は月20万円、 単身は月15万円 ●据置期間/1年以内 ●償還期間/10年以内 ※原則3カ月まで				
猶予 減免	新型コロナウイルスの影響で 町税の 納付が難しい	町税特例猶予制度	収入に相当の減少があった方は最大 1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。 6月 30日(火)または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。	税務課(吉備庁舎)			
	新型コロナウイルスの影響で 国民健康保険税の 納付が難しい	国民健康保険税の 減免	現在調整中。決まり次第、町ホームペー ジなどでお知らせします。	税務課(吉備庁舎)			
	新型コロナウイルスの影響で 水道料金・下水道 料金の納付が難しい	水道料金 ・下水道料金の 納付猶予制度	毎月の上下水道料金の納付が困難に なった場合、料金の支払いを猶予する 制度があります。	水道課 下水道課			
	新型コロナウイルスの影響で 国民年金保険料の 納付が難しい	国民年金保険料 臨時特例免除	収入源となる業務がなくなるなどして 所得が相当程度まで下がった場合は、 臨時特例措置として本人申告の所得見 込み額を用いた簡易な手続きにより、 国民年金保険料免除申請ができます。	日本年金機構			
	新型コロナウイルスの影響で 後期高齢者 医療保険料の 納付が難しい	後期高齢者 医療保険料の 減免・猶予	収入に相当の減少があった方などに対 し、後期高齢者医療保険料を減免また は支払いを猶予する制度があります。				